保護者が記入する感染症一覧

園児がよくかかる感染症です。以下の感染症については、「登園のめやす」を参考に、登園時には、登園届けの提出をお願いします。

なお、こども園での集団生活がいつも通りすごせる状態に回復してから、登園するようご配慮ください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日目から発疹出現後4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過すること
風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ、ムンプス）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発症してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	（－）※	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス）	発熱、充血の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後、2日経過していること
流行性角結膜炎 （はやり目・アデノウイルス）	充血、目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	（－）※	医師により感染のおそれがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児について出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	（－）※	医師により感染がないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	（－）※	医師により感染のおそれがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れていること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事が摂れていること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れていること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	（－）※	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※ 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としています。

○ 保育所等感染症対策ガイドライン（令和5年5月改訂）に準ずる。

○ 令和6年2月丹波市保育協会として統一する。